

# 次世代育成支援と女性活躍推進のための 一般事業主行動計画 [第3期]

男女問わずすべての職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい雇用環境の整備を行うことによりその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

## 2 内 容

目 標 ① 「時間外勤務の縮減にかかる指針」に基づき、定時帰宅デーや業務改善等を実施し時間外労働の縮減を図る。

### [対策]

- 令和5年4月～
- ・各事業所ごとに毎月業務実態に合わせて定時帰宅デーの実施日、回数を設定し実施する。
  - ・定期的に時間外勤務の状況を把握し、各事業所において業務の見直しを行い、効率化を図る。
  - ・積極的な人員の確保に努め、適正な人員の配置に努める。

目 標 ② 計画期間中の男性職員の育児休業取得者1名以上、女性職員の育児休業得率100%維持を目指す。

### [対策]

- 令和5年4月～
- ・本人又は配偶者が出産を控えた職員に対し、出産・育児に関する各制度、男性職員向け育児休業取得推進のためのリーフレットを配布する。
  - ・ワークライフバランス実現に向けた勉強会を開催する。